

No.	ご意見等の概要	市の考え方
1	喫煙しない方の声を拾いすぎていると思います。指定喫煙場所以外で喫煙している人を見かけることがないからです。煙に関してヒステリックになる方もいらっしゃるでしょうが、現在の市の喫煙ルールが客観的に見て受忍限度を超えているとは思いません。条例は行き過ぎです、まずはガイドラインを策定して定期的に喫煙状況を清瀬市が観察したうえで、条例策定の可否を判断すべきです。	
2	東京都及び清瀬市は、最終的に喫煙者から屋内・屋外全ての喫煙場所を奪うというつもりなののでしょうか。そもそも諸外国においては、屋外での喫煙はほとんど規制されていないものと認識しています。屋内や屋外における過度な規制が、結果として喫煙者から喫煙場所を奪うことになり、禁止エリア外で喫煙する人が増え、それを条例で縛るの繰り返しになることを強く懸念します。	受動喫煙は、健康に悪影響を及ぼすことが科学的に明らかにされています。市として受動喫煙防止対策を推進することは、国や東京都が法や条例による環境整備を進めるなか、喫煙者及び非喫煙者双方の健康を守ることに繋がると考えております。喫煙の撲滅や排除を目的としているのではなく、本条例(案)は、次代を担う子どもたちをはじめ、市民の健康増進を図ることを目的にしておりますので、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。
3	4月から完全施行の東京都受動喫煙防止条例は、新型コロナの影響でその効果が判断し辛い状況の中、市でも独自の条例を制定されると、改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例・清瀬市受動喫煙防止条例、何が何やら市民は混乱すると思います。まずは新型コロナが落ち着いてから市においても条例が必要と判断された後、独自の条例として検討されてはいかがでしょうか。	
4	加熱式たばこの規制対象からの除外を希望します。清瀬駅の利用者です。駅前の喫煙所で一服してから仕事に向かっています。周りに配慮し、受動喫煙をさせない為に最近加熱式たばこに変えました。加熱式たばこは、周囲への健康影響も極めて少なく受動喫煙対策として加熱式たばこへ変えている人は多いと思います。周囲に迷惑にならないように配慮すれば、加熱式たばこは規制する必要はないと思います。その為、規制対象からの除外を希望します。	加熱式たばこは、たばこ事業法に定める製造たばこに含まれており、紙巻きたばこ同様、たばこの葉を使用しているため、本条例(案)の対象となります。
5	清瀬市在住の喫煙者です。知人の薦めで周囲の方に迷惑をかけないように最近加熱式たばこに変更しました。今回の条例案を見ると、バランスの取れた条例で良いと思いますが、加熱式たばこの扱いが紙巻きと同じになっているため、加熱式たばこは対象から外してほしいと思います。	
6	明治薬科大学の学生です。加熱式たばこを愛用しています。周囲への配慮、喫煙所を探して利用するなど、喫煙者として、ルール、マナーを守っています。最近困るのが吸う場所がないことです。東京都の条例により、飲食店の多くは禁煙となり、ちょっと一服したいときに場所を探すのが大変です。条例で規制するのであれば、喫煙所を増やしてください。外の喫煙所はもちろんの、飲食店や民間事業者が喫煙所を整備しやすいように補助金を出すなどの検討も合わせてお願いいたします。場所があれば、喫煙者は、そこに行くと思います。よろしく願いいたします。	加熱式たばこは、たばこ事業法に定める製造たばこに含まれており、紙巻きたばこ同様、たばこの葉を使用しているため、本条例(案)の対象となります。また、特定分煙強化地区については、一定の基準に基づき、指定喫煙所の設置の検討を行う予定ですが、現段階では、喫煙所を増設することは考えておりません。なお、市独自の飲食店や民間事業等の設置する喫煙所への助成は現段階では考えておりません。
7	条例案に関して、意見申し上げます。バランスの取れた条例案でよいと思います。私も周りに受動喫煙をさせないために最近加熱式タバコに変えました。加熱式たばこは対象から除外して頂きたいです。よろしく願います。また、清瀬駅、秋津駅の喫煙所が整備されましたが、特定分煙強化地区とするならば、人の動線、利用人数等を考慮し、複数個所の指定喫煙所の設置を要望します。宜しく願います。	

No.	ご意見等の概要	市の考え方
8	<p>私は新座市在住ですが、数十メートルで清瀬市に入り最寄り駅も清瀬駅のため、買い物や飲食、孫との遊びなどはほぼ清瀬市内のお店・施設を利用しています。私は新座に住んで20年になりますが、清瀬駅の北口・南口に素晴らしい喫煙所を整備していただきとても助かります。いつも利用させていただいております。清瀬駅まで歩いていると、以前よりも路上のたばこのポイ捨てが減ったなど感じています。しっかりした喫煙所があるおかげで、そこまで行けばたばこが吸えると思い、歩きたばこが減ったのだと思います。そこでお願いがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回素案に上がっている特定分煙強化地区は駅周辺なので、人の導線を考慮して複数個所の指定喫煙所を設けていただきたいと思います。 ・特定分煙強化地区を指定した場合は、地区内に必ず指定喫煙所を設けていただきたいと思います。 ・また公園等の市の施設もただ禁煙にするのではなく、指定喫煙所をぜひ設けていただきたいと思います。 <p>以上、ご検討のほどよろしくお願いたします。</p>	<p>本条例（案）は、次代を担う子どもたちをはじめ、市民の健康増進を図ることを目的にしておりますので、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。特定分煙強化地区については、一定の基準に基づき、指定喫煙所の設置の検討を行う予定ですが、現段階では、喫煙所を増設することは考えておりません。新たに指定する場合には、指定喫煙所の設置の検討を行う予定です。また、公園内に喫煙所を設けることは現段階では考えておりません。</p>
9	<p>通勤で秋津駅を利用している者ですが、秋津駅周辺は迷惑喫煙もほとんどなく、皆さま喫煙所を利用している印象です。マナーを守る素晴らしい街だと思いますが、強制するような条例が必要なのでしょうか？どうしても必要であれば、複数個所の喫煙所整備を希望します。</p>	
10	<p>清瀬駅北口指定喫煙所のようにパーテーションを設置した喫煙場所を南口・北口でもう一つ設置してはどうでしょうか。設置場所が通行導線から外れていることから指定場所以外で吸う人がいるのかもしれない。</p>	<p>特定分煙強化地区については、一定の基準に基づき、指定喫煙所の設置の検討を行う予定ですが、現段階では、喫煙所を増設することは考えておりません。</p>
11	<p>会社の行く前に清瀬駅の喫煙所を利用していますが仕切りができてキレイになって、吸わない人に気を使わなくなって良かったことです。そんな時にたばこの条例を入れることを見たので意見を言わせて頂きますが、まずこの駅前の喫煙所が残りそうなので助かりました。あと公園は子供公園の禁煙はわかりますが、中央公園など大きな公園は駅前のように喫煙所を作った方が吸う人も隠れて吸うことが危なくないので、公園も場所によって喫煙所を設置してください。マナーは守るのでお願いします。</p>	<p>特定分煙強化地区については、一定の基準に基づき、指定喫煙所の設置の検討を行う予定です。また、公園内に喫煙所を設けることは現段階では考えておりません。</p>
12	<p>私どもの三多摩たばこ友の会は、三多摩地域に居住する愛煙家の団体で、基本的に毎月一回、地域のほぼ中央のターミナル駅である立川駅の周辺で、たばこの吸い殻回収を中心とした清掃活動を行っています。その趣旨は、愛煙家の皆様に喫煙マナーの向上を訴え、たばこを吸う人とたばこを吸わない人が、気持ちよく共存できるようにと考えるからであり、そのような立場で、域内行政機関にも関係の要望をしているところです。そこで「清瀬市受動喫煙防止条例（案）」について、意見を述べさせていただきたいと思います。上記の基本的考え方は、この条例（案）のテーマである受動喫煙の問題も同じであると考えます。たばこを吸わない方は迷惑を受けない、他方、合法商品であるタバコを吸う方はルールを守って吸う、これを両立させることが是非とも必要です。そのためには、単に喫煙規制をするだけではなら解決をもたらすものではなく、喫煙場所設置、マナー啓発等トータルな施策が必要であると思います。この条例案がそのような方向を目指して制定、そして運用されることを望んでおります。具体的には次の2点を要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的の前提が「市民が自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境整備の促進及び市、市民等、保護者、事業者及び施設等管理者の責務を明らかにする」とされ、「受動喫煙を避ける」ための各種の対応が記載されています。それは必然的に「たばこを吸えないようにすること」に短絡するので、「たばこを吸う人とたばこを吸わない人が共存できるように」との趣旨を、目的に盛り込んでいただきたいと思います。 2) 喫煙者はタバコを吸わない方に迷惑をかけないようにマナーを守って吸うと申し上げましたが、そのためには喫煙者が守るマナーの環境整備が不可欠です。？市立の建物・公園等の施設を原則禁煙とするとしていますが、それは広範に過ぎると思います。児童、未成年者が主に利用する施設を除き、通常一般市民が利用する施設は、「禁煙とはせずに、適切に喫煙所を設置する」という方向での検討をお願いしたいと思います。？上記？が仮に原案どおりの場合は、条例運用上、第9条第2項とともに、第10条第2項を積極的に活用して喫煙場所の確保をお願いしたいと思います。加えて第12条第2項の「指定喫煙所」についても、人の導線を考慮した適切な箇所にする等の配慮もお願いします。以上、よろしくお願申し上げます。 	<p>市として受動喫煙防止対策を推進することは、国や東京都が法や条例による環境整備を進めるなか、喫煙者及び非喫煙者双方の健康を守ることに繋がると考えております。喫煙の撲滅や排除を目的としているのではなく、本条例（案）は、次代を担う子どもたちをはじめ、市民の健康増進を図ることを目的にしておりますので、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。公共施設における喫煙所につきましては、個々の施設の構造や利用形態等により、特定分煙強化地区については、一定の基準に基づき、喫煙所の設置の検討を行う予定です。また、本条例（案）では、市民の責務として、受動喫煙の防止に努めるよう規定しています。市民の責務について、ポスターやチラシ等にて周知するとともに、喫煙者におけるマナーの醸成に努めてまいります。</p>

No.	ご意見等の概要	市の考え方
13	<p>清瀬市受動喫煙防止条例について概ね賛成である。</p> <p>喫煙所の設置について</p> <p>受動喫煙防止と分煙のために、喫煙所の設置が必要と考える。新型コロナウイルス感染拡大の状況下では難しいかもしれないが、せめて終息したのちは外部に煙が漏れないような隔離型施設の整備を望む。また、整備する際には、喫煙者を隔離するという発想だけではなく、ある程度の予算をかけてでも臭いが外に漏れないような消臭機能フィルター付きの換気装置を導入するなど、利用する人の健康にも配慮した喫煙所にすることが必要と思う。</p> <p>喫煙者のマナーの醸成について</p> <p>条例施行後は、折に触れて条例の意義や内容について、繰り返し市民を啓発することが必要である。自転車に乗りながらの喫煙や、強風下での喫煙、湿度が低い季節に枯れ落葉が積もった散策路での喫煙等、眉をひそめるような喫煙者が、いまだ少なくない。喫煙マナーの醸成には本腰を入れて取り組んでほしい。マナー違反を繰り返す喫煙者には、喫煙マナー講座の受講を義務付けるなどの対応をお願いしたい。</p>	<p>受動喫煙防止に配慮した一定の基準に基づき、喫煙所の設置の検討を行う予定です。また、本条例(案)では、市民の責務として、受動喫煙の防止に努めるよう規定しています。市民の責務について、ポスターやチラシ等にて周知するとともに、喫煙者におけるマナーの醸成に努めてまいります。</p>
14	<p>清瀬市受動喫煙防止条例、是非とも作っていただきたいです。残念ながら、清瀬は（特に南口側は）歩きタバコや吸い殻を捨てる人がいまだに多いです。特に朝の通勤通学の時間帯は学校へ向かう子供たちも多いので、歩きタバコでの受動喫煙も心配です。市の方で条例を作っていただければ、このような行動を減らすことに繋がると思っています。何卒、よろしく願いいたします。</p>	<p>本条例(案)では、市民の責務として、受動喫煙の防止に努めるよう規定しています。市民の責務について、ポスターやチラシ等にて周知するとともに、喫煙者におけるマナーの醸成にも努めてまいります。歩行中の喫煙については、「清瀬市まちを美しくする条例」において、市内全域の公共の場所を対象として禁止しておりますので、引き続き、啓発・指導を実施してまいります。</p>
15	<p>受動喫煙に関してですが、昨年、ちょうど1年ほど前に兄を肺がんで失くしました。叔母もタバコ吸わないけど職場の受動喫煙がすごかったらしく、なぜか肺がんで亡くしました。清瀬市の皆さんが健康で元気でいてほしいし、家族の方も大事な方を受動喫煙で亡くされるととても悲しみます。そうならないといいな、と思っています。</p>	<p>市では、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止し、市民の健康増進を図ることができるよう、引き続き、受動喫煙対策を推進してまいります。</p>
16	<p>喫煙は吸う人だけでなく周りの人に害をもたらせます。コロナウイルスに罹患すると肺炎になります。喫煙者は重篤な症状になりやすい。私はタバコの煙と臭いを嗅いだけで喘息症状になります。その為タバコの匂いのある所には行きません。一日も早く条例を作って欲しいです。若い人より高齢の男性の歩きや自転車に乗っての喫煙が清瀬市内で多く見られます。市の税金を使って何で駅前に喫煙所を作ったのか理解できませんでした。このままなら利用料を取って欲しいです。吸い殻の処理は誰がしてるんですか？</p>	<p>本条例(案)では、市民の責務として、受動喫煙の防止に努めるよう規定しています。市民の責務について、ポスターやチラシ等にて周知するとともに、喫煙者におけるマナーの醸成にも努めてまいります。ポイ捨て並びに歩行中の喫煙については、「清瀬市まちを美しくする条例」において、市内全域の公共の場所を対象として禁止しておりますので、引き続き、啓発・指導を実施してまいります。</p>
17	<p>私はとてもがっかりしました。清瀬にはたばこを吸うための場所が多く、コンビニエンスストアの外には灰皿があり、通りすがりの人が受動喫煙をしています。その他の多くの人は灰皿が無ければ地面にポイ捨てをします。その他にも火がついたままのたばこを車の窓から捨てたりして危険です。私は清瀬市だけでなく、他でも公式に許可した喫煙を望みません。</p>	
18	<p>秋津駅南口屋外喫煙所の撤去を求めます。市は大人の嗜好である喫煙を健康被害をもたらす受動喫煙より優先するのですか？喫煙所設置後に駅周辺の歩行喫煙が減ったとは思えません。むしろ喫煙所からの煙りと臭いで通行が苦痛に感じている人も少なくありません。あの場所は花壇とベンチがあって、母子連れや老人が往来する電車を眺める憩いの場であったと記憶しています。どうか一刻も早く、元に戻してください。隣接する東村山市の秋津駅と新秋津駅間の禁煙は徹底され、以前あった喫煙所も撤廃されていますが、歩きたばこをしている人は見かけません。清瀬市が本気で受動喫煙をなくす気構えがあれば、必ずや歩きたばこをする人はいなくなります。コロナ禍の今、喫煙者の感染リスクは高いと専門家の指摘があります。市民の健康を守るための啓発にまたとない機会ではないでしょうか。歩きたばこと吸い殻ポイ捨て撲滅の一層の取り組みを熱望します。</p>	<p>特定分煙強化地区については、秋津駅南口の喫煙所も含め、一定の基準に基づき、指定喫煙所の設置の検討を行う予定です。ポイ捨て並びに歩行中の喫煙については、「清瀬市まちを美しくする条例」において、市内全域の公共の場所を対象として禁止しておりますので、引き続き、啓発・指導を実施してまいります。</p>

No.	ご意見等の概要	市の考え方
19	<p>ヘビースモーカーの中での受動喫煙歴約40年（喫煙歴無し）今学校ではコロナウィルスの対策で換気の為に窓開けを行っている。不特定多数が利用する喫煙所の設置は将来を担う子供達の健康の為に学校、通学路から一定の距離（50-80m）には設置しないように条例に明記すべき。公共施設の敷地内等も例外なく健康増進の為にすべて禁煙すべき。タバコの害により肺がん等多額の費用が発生している。タバコ、肺がん、喘息が絡むとほぼ助からない（手術がほぼ不可（喘息の発作のリスクが））</p>	<p>本条例（案）は、次代を担う子どもたちをはじめ、市民の健康増進を図ることを目的とし、小中学校や幼稚園・保育園などに隣接している路上は禁煙といたします。また、現段階においては、全ての公共施設等を禁煙にすることは考えておりません。条例制定後、受動喫煙防止の状況や効果の検証等と併せて総合的に判断してまいります。ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。</p>
20	<p>受動喫煙について、市民全体の健康を守るため、喫煙者の主流煙、副流煙と毒性の高い煙や臭いが公共施設内に絶対あってはならない。建設中の新庁舎においても庁舎内、敷地内に特定禁煙地区、分煙地区等を置くことは絶対にゆるさず完全禁煙にしなければならない。市内清瀬駅周辺北口、南口問わず現在存在するもの必ず取りこわしていただきたい。分煙箇所の清掃作業をする皆さんの健康についても是非お考え下さい。すべての公共施設について敷地、建物について喫煙にしていきたい。今後職員採用のとき喫煙者は出来るかぎり避けていただきたい。清瀬市はどうして喫煙者のための多額の税金を使わなければならないのか？市民全体（赤ちゃん、子供、学生、社会人、老人）の健康について考えていただきたい。</p>	<p>現段階においては、全ての公共施設を禁煙にすることは考えておりませんが、公共施設における喫煙所につきましては、個々の施設の構造や利用形態等により、受動喫煙に十分配慮した喫煙所の設置の検討を行う予定です。また、特定分煙強化地区については、現在の清瀬・秋津駅の喫煙所も含め、一定の基準に基づき、指定喫煙所の設置の検討を行う予定です。</p>
21	<p>この30年を思い出すと清瀬市もずいぶん変わってきたと思います。タバコに関してでもだんだんよくなっていると思いますが、新市役所内に喫煙エリアができると聞きました。コロナのこの時期に喫煙とコロナの重症化が関係するとデータがある（WHO）と言うときにこれから作ろうという市役所内にそういうエリアがあると言うのはいかがなものでしょうか。禁煙を指導する専門員を置いたらどうかという意見がありますが、それ自体はいいのですが、指導しても市役所ではタバコを容認しているというのは、まるで、バケツに水を入れても底に穴が開いているようなものだと思います。もう少し現実に目を向けていただきたいと思います。</p>	
22	<p>タバコはCOPDの原因と言われており、また発がん物質が多数含まれています。上記2疾患は治療困難であり、社会的損失につながります。分煙では副流煙防止に意味がないと言われてます。まず、市庁舎から、喫煙できる環境をなくすことが、市民への警鐘となることと思います。市職員は自ら、進んで、禁煙を勧める運動の先頭に立ってください。</p>	<p>市として受動喫煙防止対策を推進することは、国や東京都が法や条例による環境整備を進めるなか、喫煙者及び非喫煙者双方の健康を守ることに繋がると考えております。公共施設における喫煙所につきましては、個々の施設の構造や利用形態等により、受動喫煙に十分配慮した喫煙所の設置の検討を行う予定です。新たな市庁舎の喫煙所については、ご意見として承ります。喫煙及び受動喫煙による健康への悪影響等については、引き続き、教育及び啓発活動を推進してまいります。</p>
23	<p>2歳と5歳の子供がいます。また今後第3子の可能性もあります。子どものことで市役所や健康センターへ行くことも多いのですが、駐車場から健康センターへ入る所に喫煙所があり気になります。臭いはもちろんなのですが、子どもに喫煙する大人の姿を見せたくないです。そういう大人の姿を目にしてか、たまに、お菓子でタバコを吸う真似をする姿もあり、将来子どもが興味本位でタバコを口にするのではと心配だからです。新しい市役所は緑に囲まれた素敵な環境と聞いています。なので、子どもを連れて訪れた時に建物の周囲を子どもと散歩することがあるかもしれません。その時、喫煙所が敷地内にあれば安心して子どもと散歩などできません。また、タバコを吸い終わった人が市役所の建物の中に入ってきて、挨拶されても避けたいとなると、心地よいものではありません。清瀬市役所にはどんな喫煙所も設置しないでください。</p>	

No.	ご意見等の概要	市の考え方
24	<p>過料については、経過をみながらということですが、新たに条例を追加すること自体がハードルを上げることにならないのでしょうか？初めから科すことを考えていないのだとすれば、甘すぎると思います。喫煙者のほとんどは自分勝手な考えで時と場所を考えずに喫煙するので、何らかの罰則がないと分煙など進みません。過料は初めから盛り込むべきと考えます。</p>	<p>本条例(案)では、市民の責務として、受動喫煙の防止に努めるよう規定しています。まずは、市民の責務について、ポスターやチラシ等にて周知するとともに、喫煙者におけるマナーの醸成に努めてまいります。過料については、条例制定後、受動喫煙防止の状況や効果の検証等と併せて総合的に判断してまいります。</p>
25	<p>電子タバコもニコチンを含んでいるものがあるので禁止にするべきだと思います。原案の通りですと、未成年や子どもが電子タバコを吸ってもいいと勘違いする恐れがあります。路上喫煙など、迷惑行為に及ぶ喫煙者へは罰則罰金を定めるべきだと思います。</p>	<p>電子タバコは、国内で販売が許可されている製品には、ニコチンが含まれていないことやたばこの葉を使用していないことにより、たばこ事業法に定められておりません。ただし、国外においては、ニコチンが含まれている電子タバコの販売が許可されており、個人輸入等一般的に入手可能なことから、ニコチンが含まれている電子タバコについても本条例(案)の対象とし、周知してまいります。過料については、条例制定後、受動喫煙防止の状況や効果の検証等と併せて検討していく予定です。本条例(案)では、市民の責務として、受動喫煙の防止に努めるよう規定しています。まずは、市民の責務について、ポスターやチラシ等にて周知するとともに、喫煙者におけるマナーの醸成に努めてまいります。</p>
26	<p>子どもの居場所をボランティアで運営しているものです。子どもへの喫煙の影響を懸念しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 案では、9条 複合施設、商業施設にある保育園の隣接する路上を適用除外にできるとなっています。複合施設があるエリアは、商業地など通行人が多いです。保育園に通う子どもが路上喫煙者と遭遇する機会が多いと思われるため、9条2項適用除外を、条例から外して欲しいです。 案では11条、特定分煙強化地区とありますが、当条例は、受動喫煙防止が目的です。よって、人通りが一番多い地域は、分煙ではなく、禁煙地域にすべきです。 過料について分煙区域を設けるならば、科料がなければ実行力はないと思います。 	<p>現段階においては、複合施設、商業施設にある保育園の隣接する路上を規制対象とするのは、現実的には難しい状況と考えます。特定分煙強化地区については、ポイ捨てや歩行中の喫煙の増加が懸念されるため、一定の基準の喫煙所の設置を検討する予定です。過料については、条例制定後、受動喫煙防止の状況や効果の検証等と併せて総合的に判断してまいります。本条例(案)では、市民の責務として、受動喫煙の防止に努めるよう規定しています。まずは、市民の責務について、ポスターやチラシ等にて周知するとともに、喫煙者におけるマナーの醸成に努めてまいります。</p>
27	<p>多摩地区でも早い受動喫煙防止条例の提案ありがとうございます。何事もスピードが大事です。市民としてうれしい限りです。ただ、内容に関して以下の二点を検討していただければ、ありがたいです。一つ目は、市長が提唱されている結核と戦ってきた清瀬の歴史を世界遺産へ登録されるのであれば、禁煙という言葉を使用する位のもっと厳しい内容にした方が、本当の健康都市を目指す清瀬にとっては、良いのではないのでしょうか。二つ目は、禁煙世界に変わる過度期でもあるので、時代に柔軟に対応できる。何年かに見直しができる項を追加していただければと思います。以上宜しくお願いします。</p>	<p>本条例(案)は、市民が自らの意思で受動喫煙を避けることのできる環境整備の促進等を目的とし、市民の責務として、受動喫煙の防止に努めるよう規定しております。まずは、ポスターやチラシ等にて周知するとともに、喫煙者におけるマナーの醸成に努めてまいります。現段階においては、市内全域を禁煙とすることは考えておりません。また、条例制定後は、国や都などの動向を注視しつつ、総合的に判断してまいります。</p>

No.	ご意見等の概要	市の考え方
28	<p><評価> 市として独自に受動喫煙防止条例を策定するに至ったことについては評価いたします。中でも、子どもの受動喫煙防止策として学校はじめ子ども関連施設の周囲の公道を禁煙にすることは高く評価されます。</p> <p><変更> 1. 第2条の(2)喫煙、(3)受動喫煙、この中にある「煙」を「煙等」に変更する。 理由：受動喫煙はタバコから直接出てくる煙や蒸気の副流煙だけではなく、喫煙者が吸い込みみ生体に吸収された後に吐出される呼出煙（主流煙）も受動喫煙と定義されています。喫煙直後であれば、吐く息が白く煙であることがわかりますが、その後は臭い（有害物質含む）として残るものではありますが、喫煙後の息からタバコ由来のPM2.5の微粒子状物質、ガス状物質(TVOC)を測定した結果、十数分、数十分続いていたとの報告があります（大和浩：保健医療科学、2015年第64巻第5号、433-447頁）。これらが「煙等」と変更すべき理由です。 近年、サードHANDSスモーキングによる受動喫煙の被害が目立っています。タバコ煙が内装や家具などに付着したのち再び気化し、ニコチン由来の発がん物質とシックハウス症候群を引き起こすベンゼン、トルエン、アセトンなどが非喫煙者の体内に入ることを言うわけですが、この主たる被害者は乳幼児です。乳幼児は付着した玩具や家具をなめたり触ったりするので健康被害は特に高く、受動喫煙あり非喫煙者の2～22倍と言われています（日本禁煙学会編、禁煙学改定4版、p99-102）。これも「煙等」と変更すべき理由です。</p> <p>2. 第12条（特定分煙強化地区の制限）、この中にある「分煙」を「禁煙」に変更し、「特定禁煙強化地区の制限」と変更する。あるいは単に「禁煙地区の指定」または「喫煙制限地区の指定」と変更する。 理由：受動喫煙防止条例は第1条の目的にも書かれている通り「喫煙および受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止」するものであり、清瀬市まちを美しくする条例の目的とは大きく異なるものです。目的の異なる条例をそのまま踏襲すべきではありません。 なお「分煙」という用語を使用すべきではない最大の理由は、「分煙」という用語は日本たばこ産業（JT）が生み出し、あたかも受動喫煙対策の有効な方法であるかのように世の中に広めてきた経緯があるからです（村田陽平：受動喫煙の環境学、p126-140、世界思想社）。 日本も批准しているタバコ規制枠組条約(FCTC)は「完全禁煙」との表現をしており、「分煙」という用語は使っておりません。また、国内でも喫煙室あるいは屋外喫煙所の設置等に関連して「分煙」という用語を用いることはあっても、国や地方自治体が正式な条文の中で「分煙」という用語を用いることはありません。改正健康増進法第二十五条～第四十二条までの第六章受動喫煙防止、東京都受動喫煙防止条例、調布市受動喫煙防止条例、多摩市受動喫煙防止条例のすべてにおいて、条文の中に「分煙」という用語は一切使われておりません。清瀬市だけが条例の中で「分煙」という用語を用いた場合、受動喫煙防止対策の世界の潮流を知らないばかりか、日本たばこ産業（JT）を擁護する自治体と受け取られかねません。</p> <p>3. 第12条2項を、第9条2項ならびに第10条2項と同じにする。 理由：第9条2項、第10条2項、第12条2項は、いずれも喫煙禁止区域の中で、例外として喫煙可能な場所を指定するものであるもので、内容は全く同じです。にもかかわらず第12条2項だけが、5年も前に作られた目的も異なる条例の条文を継承するとの理由で、喫煙所の条件も抜きに喫煙所を指定できるとしています。これはあまりにも不適切であり、そこに何か隠された深い意図があるのかと疑われてもしかたがありません。</p> <p><追加・検討> 4. 電子たばこが対象外になっているが、含める 理由：改正健康増進法の第二十八条で、たばこの定義として「たばこ事業法第二条第三号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品をいう」とあります。製造たばこ代用品はたばこの葉を使っていないもので喫煙用に供されるものということですから、電子タバコもこれに相当するのではないかと思います。 なお、2015年に日本で初めて自治体レベルで受動喫煙防止条例を策定した北海道美瑛市では、2020年3月19日に条例を改正し、「電子タバコ」をたばこの定義の中に含めました。また同条例は、喫煙の定義として「人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（肉眼で見える煙（蒸気を含む。）に限らず、残留するたばこの臭気その他排出物を含む。以下同じ。）を発生させることをいう。」と記述し、受動喫煙の定義として「他人が発生させるたばこの煙又はたばこを吸っている他人の呼気に含まれる煙にさらされることをいう」と記述していますので、是非、参考にしてください。</p> <p>世界的には電子タバコの方が先に広まったからではありませんが、タバコ規制枠組条約(FCTC)は、第6回締約国会議（2014年10月）で電子タバコの禁止決議をしました。遅れて第8回締約国会議（2018年10月）で加熱式タバコなどの新型タバコはタバコと同等に扱うと決議しました。 Web情報ですが、米国では近年電子タバコによる死亡例が急増しマサチューセッツ州やサンフランシスコ市などはすべての電子タバコ製品の販売を一時的に禁止しました。電子タバコの溶液に含まれる「ビタミンEアセテート」の可能性が高いとされていますが、まだ原因が特定されていないので疾病対策予防センター(CDC)は原因がわかるまですべての電子タバコ製品の使用を控えるよう推奨しています。</p> <p>日本でも、第5回厚生科学審議会（たばこの健康影響評価専門委員会）（2014年11月27日）、第6回同審議会（2015年5月21日）で電子タバコの健康影響、使用状況が審議されました。議事録より、歴史が短く評価するのは難しいものの、日本ではニコチンが入っていないものでも、一部についてはアセトアルデヒド、ホルムアルデヒドという非常に有害性、発がん性の高いものが入っているし、ニコチンが入っているリキッドも出回っている。またインターネットの社会で個人輸入代行者も多く外国からの入手は容易な環境になっているので十分警鐘を鳴らすべきとの内容が書かれていました。</p> <p>清瀬市民からの情報ですが、学校に電子タバコを持ってきて「これはタバコじゃないから」と主張した生徒がいました。しかし、学校は多少の処分を実施したとのこと。清瀬市受動喫煙防止条例で電子タバコを対象外にした場合、未成年者に急速に広がる電子タバコの使用の処分をめぐり、学校からの問い合わせが増えるのではないのでしょうか。</p>	<p>健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例を踏まえ、本条例（案）において、喫煙、受動喫煙の定義としております。</p> <p>電子タバコは、国内で販売が許可されている製品には、ニコチンが含まれていないことやたばこの葉を使用していないことにより、たばこ事業法に定められておりません。ただし、国外においては、ニコチンが含まれている電子タバコの販売が許可されており、個人輸入等一般的に入手可能なことから、ニコチンが含まれている電子タバコについても本条例（案）の対象とし、周知してまいります。過料については、条例制定後、受動喫煙防止の状況や効果の検証等と併せて検討していく予定です。本条例（案）では、市民の責務として、受動喫煙の防止に努めるよう規定しています。まずは、市民の責務について、ポスターやチラシ等にて周知するとともに、喫煙者におけるマナーの醸成に努めてまいります。</p> <p>本条例（案）は、先進市の条例を参考に作成しており、条例制定後は、国や東京都及び他自治体などの動向を注視しつつ、指導員、その他のご意見を含め本条例のあり方について総合的に判断してまいります</p>

No.	ご意見等の概要	市の考え方
28	<p>5. 概要についての中で、「コミュニティプラザひまわりや市役所本庁舎の敷地内に受動喫煙防止に配慮した喫煙所を設置することにより、喫煙を認める場合などです」とありますが、コミュニティプラザひまわりと市役所本庁舎を同列に扱うのは不適切です。 理由：市役所本庁舎は第一種施設（行政機関の庁舎）であり、第二種施設のコミュニティプラザひまわりや地域市民センターとは対応が大きく異なります。改正健康増進法では第一種施設は2019年7月1日から、原則敷地内完全禁煙にしなければなりません。清瀬市より人口規模が多く庁舎を訪れる市民もそれにあわせて多いと思われる自治体でも、次々と市役所本庁舎は敷地内完全禁煙になっています。 日本禁煙学会、子どもに無煙環境を推進協議会の調査（2020年3月24日現在）から、都内区役所ならびに市役所の敷地内完全禁煙の自治体を紹介します（町村は除く）。自治体名（人口、千で四捨五入）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中央区（7万人） 2. 港区（26万人） 3. 台東区（20万人） 4. 渋谷区（23万人） 5. 豊島区（29万人） 賃貸ビル内なので敷地内はどう考えるか？ 6. 板橋区（57万人） 7. 立川市（18万人） 8. 調布市（24万人） 受動喫煙防止条例ができる前から庁舎は敷地内禁煙 9. 小平市（19万人） 10. 福生市（6万人） 11. 西東京市（21万人） 保谷庁舎敷地内完全禁煙、田無庁舎は年末で屋外喫煙所1か所の撤去予定 <p>※受動喫煙防止条例のある多摩市は敷地内完全禁煙にはなっていませんが、2019年8月に問い合わせたところ「すでに屋外に分煙効果のある個室が1か所作られているので、それをそのまま残した」との回答をいただきました。清瀬市ではまだ密閉型の屋外喫煙所がありません。多摩市とは状況が違います。改正健康増進法が全面施行されている現在、100%補助金とは言え高価な喫煙所を第一種施設（庁舎）に新設するには、よほどの理由が必要でしょう。作ればそれに維持費がかかります。喫煙所を掃除する人への人件費がかかります。掃除する人あるいは委託業者から健康被害（※）を訴えられた時の補償も発生します（コロナウイルス感染も含め）。第3期がん対策推進基本計画は、2022年までに成人の喫煙率を12%までに落とす目標を掲げています。2018年までに喫煙率は17.8%に下がっています。今まで喫煙者に遠慮して言えなかった80%を超える非喫煙者が「きれいな空気を吸う権利」を主張しはじめています。庁舎内で喫煙直後の喫煙者とエレベーターを乗り合わせた妊婦あるいは化学物質過敏症の方から市が訴えられる可能性もあります。喫煙率が急速に低下している中で、いずれ近い将来喫煙所を解体する時が必ずきます。その時の解体費用も含め、これらすべてを公金で賄うことについて市民の同意は得られるでしょうか。 最後に、密閉した喫煙所で喫煙する喫煙者は、誰よりも濃厚で毒性の強い副流煙を直接あびる受動喫煙の被害者であることも忘れないでください。</p> <p>※吸殻入れは火災防止のため水を入れていると思いますが、その汚水にはニコチンが溶け、アンモニアが揮発しています。廃棄物である吸殻にはニコチンの他、ヒ素、鉛、銅、クロム、カドニウム、発がん性の高い多環芳香族炭化水素などの非常に毒性の高い物質が濃縮されています。喫煙所を掃除する人は、密閉された空間において副流煙を吸引しながら上記の廃棄物処理を毎日行わなければならないと、健康被害は相当に高くなると考えられます。</p> <p>6. 過料は必ず入れてください。 理由：清瀬市まちを美しくする条例にも過料はありました。たとえ過料の適応例がゼロであったとしても、広報活動の中でポスターやチラシに印字された「過料」との文字は、抑止力として働きます。過料はお金を徴収することが目的ではないと思います。条例を実行力のあるものとするためには過料は絶対に必要です。</p> <p>7. 指導員については、入れたほうがよいと思います。 理由：清瀬市まちを美しくする条例が施行されたとき、数か月という期間を区切ってシルバー人材センターと雇用契約をし、見回ってもらったと聞いています。シルバー人材センターの高齢者ではその任が重いというのであれば警察OBでもよいでしょうが、清瀬市の財政を考えれば受動喫煙防止条例の周知期間に限ってもよいかと思われます。 提案ですが、駐輪防止と喫煙防止を一緒にしてはどうでしょうか。シルバー人材センターの方々が緑色のベストを着て駅周辺を見回っています。ベストには「違法駐輪防止指導員」と書かれています。そこに並べて「違法喫煙防止指導員」も加えるのです。例えば直接口頭での指導はなくとも、この文字を目にすることで、この文字の入ったベストを着ている人が歩いているだけで、かなりの抑止力になると思います。</p> <p>8. 見直し条項を加えてください。 理由：日本で初めて市町村レベルで受動喫煙防止条例を作った美瑛市は、中村正和氏など国内でも著名な専門家を呼び受動喫煙の問題について学び、何度も市民へのアンケートを実施しています。調布市では医師会と市民からなる「ちょうふタバコ対策ネットワーク」と連携・協力して条例案作成を進める一方、健康推進課は市役所幹部向け研修会、職員向け研修会とまず市役所職員から意識改革を行ったそうです。</p> <p>清瀬市で独自に受動喫煙防止条例を作成するという意気込みについては評価いたしますが、美瑛市や調布市で行ったような十分な準備期間がなく、そのため内容にも検討の余地が多く残されています。これからパブリックコメント等を基に修正するとしても市民が納得しうる条例になるとは限りませんので、条例の施行状況をモニタリングしていくことは必要不可欠な措置であると思います。よって条例の最後に、見直し条項を加えていただくことを強く提案いたします。</p> <p>ちなみに、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」では、附則第4項で「知事は、施行日から起算して3年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする」という見直し条項が設けられていますので、市の条例でも見直し条項を入れることは妥当なことだと思います。 最後に、条例策定に尽力されている皆様に御礼申し上げますとともに、他市に誇れる受動喫煙防止条例になることを願っています。</p>	

No.	ご意見等の概要	市の考え方
29	<p>平素より、たばこ産業に対するご理解、ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。たばこは、たばこ事業法に基づく合法的嗜好品であるとともに、三鷹市の税収面においても、平成30年度で約3億5千万円と貴重な財源として多大な貢献を長年にわたり果たしております。また、“喫煙を愉しむこと”と“受動喫煙を受けたくないこと”は、ともに憲法で保障された国民の権利として尊重されなければなりません。喫煙するものは受動喫煙を受けたくない者の権利を侵害してはならず、一方、合法的嗜好品であるたばこを喫煙する者を、社会的悪者として排除する事もあってはならないと考えております。今回の条例（案）を拝見し、組合として下記の通り意見、要望を述べさせていただきます。条例制定の際には、ぜひお汲み取りいただくようお願いいたします。</p> <p>1. 加熱式たばこの取り扱いについて 今回の素案では、加熱式たばこの扱いが紙巻と同じになっていますが、加熱式たばこが健康に与える影響はまだ明らかになっておらず、事実、改正健康増進法や港区、世田谷区の区条例でも扱いが異なっております。清瀬市の条例においてもその点を考慮し、扱いを変えるべきであると考えます。</p> <p>2. 環境整備について 条例制定の目的に、「この条例は、市民が自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境整備の促進」との記載があります。コロナ影響で人の動きも変わっている状況ではありますが、本年4月に施行された改正健康増進法、東京都受動喫煙防止条例により、屋内の禁煙化が進んでおり、屋外での喫煙が増える状況になっております。たばこを吸う人と吸わない人双方のためにも、駅周辺、飲食店が集まるエリア、大規模公園などへ利用者数に応じた喫煙場所整備の推進をお願いいたします。</p> <p>3. 公園の一律禁煙化について 公園も一律禁煙化となっておりますが、指定喫煙所を設置することで、ポイ捨て減少、火災予防の効果なども期待できると思います。児童遊園など、未成年の利用が多く見込まれる公園以外の対象からの除外および公園内への喫煙設備の設置を要望いたします。</p>	<p>加熱式たばこは、たばこ事業法に定める製造たばこに含まれており、紙巻きたばこ同様、たばこの葉を使用しているため、本条例（案）の対象となります。また、公園内に喫煙所を設けることは現段階では考えておりませんが、その他の場所につきまして、条例制定後、受動喫煙防止の状況や効果の検証等と併せて総合的に判断してまいります。また、ポイ捨てについては、「清瀬市まちを美しくする条例」において、市内全域の公共の場所を対象として禁止しておりますので、引き続き、啓発・指導を実施してまいります。</p>

No.	ご意見等の概要	市の考え方
30	<p>清瀬市受動喫煙防止条例（案）についての意見</p> <p>1. 特定分煙強化地区の制限にかかわる第12条2項について 特定分煙強化地区の制限にかかわる第12条2項「前項の規定にかかわらず、市長は強化地区内において特別に喫煙することができる場所として、指定喫煙所を指定することができる」を、子どもの受動喫煙防止にかかわる第9条2項、公共施設における喫煙の制限にかかわる第10条2項にあわせて、「前項の規定にかかわらず、その構造又は利用の形態等により受動喫煙が生じるおそれが低いなど市長が特に認めた場合は、この限りではない」に変更されるべきである。</p> <p>あるいは、特定分煙強化地区の特性を考えれば、子どもの受動喫煙防止にかかわる第9条2項、公共施設における喫煙の制限にかかわる第10条2項よりも厳しくして、「前項の規定にかかわらず、その構造又は利用の形態等により受動喫煙が生じるおそれが極めて低いと市長が特に認めた場合は、この限りではない」に変更すべきであるのかもしれない。また、この際、本件条例（案）の趣旨に沿って、「受動喫煙が生じるおそれが極めて低い」とどめず、「受動喫煙が生じるおそれがほとんど無い」とか「受動喫煙が生じるおそれがまったく無い」とする案も考えられる。</p> <p>理由は以下の通りである。</p> <p>清瀬市受動喫煙防止条例（案）の第12条2項は、「清瀬市まちを美しくする条例」の第9条（4）の但し書き「ただし、市が指定した喫煙場所及び自動車の車内での喫煙を除くものとする」という文言を踏襲したものと考えられるが、そもそも「清瀬市受動喫煙防止条例（案）」が目的（第1条）にするとすると、「清瀬市まちを美しくする条例」が目的（第1条）にするとこととは異なっているのであり、当該踏襲は適当ではない。</p> <p>つまり、「清瀬市まちを美しくする条例」の目的（第1条）は、喫煙に関して言えば「公共の場所等における喫煙の防止」、「歩行中等の喫煙の禁止」に重点がある一方で、「清瀬市受動喫煙防止条例（案）」の目的（第1条）は「市民が自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境整備の促進」と「喫煙及び受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止」することに重点があり、双方の目的の重点は明らかに異なっているのであるから、当該踏襲が適当でないことは明らかである。</p> <p>よって、「清瀬市受動喫煙防止条例（案）」の第12条2項の表現は、当該条例（案）の目的を達成するには極めて弱く、当該条例（案）の目的に照らせば、第9条2項と第10条2項にあわせて、「前項の規定にかかわらず、その構造又は利用の形態等により受動喫煙が生じるおそれが低いなど市長が特に認めた場合は、この限りではない」に変更されるべきである。</p> <p>さらに言えば、特定分煙強化地区は「歩行者が多く、人の身体又は財産を害するおそれがある」地域を対象としており（「清瀬市まちを美しくする条例」第8条）、現状としては清瀬駅周辺に指定されていることから考えても、清瀬市市民は言うに及ばず、多数の清瀬市外住民も往来する地域であり、「清瀬市受動喫煙防止条例（案）」の第12条2項については、子どもの受動喫煙防止にかかわる第9条2項、公共施設における喫煙の制限にかかわる第10条2項よりも厳しくして、「前項の規定にかかわらず、その構造又は利用の形態等により受動喫煙が生じるおそれが極めて低いと市長が特に認めた場合は、この限りではない」に変更すべきであるのかもしれない。</p> <p>また、この際、「市民が自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境整備の促進」と「喫煙及び受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止」することが本件条例（案）の趣旨であるのであるから、この趣旨に沿って、「受動喫煙が生じるおそれが極めて低い」とどめず、「受動喫煙が生じるおそれがほとんど無い」とか「受動喫煙が生じるおそれがまったく無い」とする案も考えられる。</p> <p>2. 見直し条項の追加について 第9条、第10条、第12条にかかわる「市長が特に認める、あるいは指定する」喫煙場所について、市民からの意見も考慮しつつ、1年ごとに見直すことを定める「見直し条項」を新たに付け加えるべきである。</p> <p>なぜならば、条例は制定すればそれで終わりではなく、市政として、その目的が具体的に達成されているかどうかを定期的に評価し、まさしく、受動喫煙防止が具体的になされるようにすべきだからである。</p> <p>以上</p>	<p>本条例（案）は、先進市の条例を参考に作成したものです。条例制定後は、国や東京都などの動向を注視しつつ、見直しの検討を行います。ご意見いただきました点につきましても、受動喫煙防止の状況や効果の検証等と併せて総合的に判断してまいります。</p>

No.	ご意見等の概要	市の考え方
31	<p>1. 「※電子たばこは、対象外です。」としていますが、電子タバコで個人輸入のものはニコチンが含まれていますし、外観では見分けがつかなくて紛らわしいので、趣旨からして、電子タバコも含めるのが良いかと思えます。例えば美唄市受動喫煙防止条例では、タバコに電子タバコも含む定義となっています（第2条） http://www.city.bibai.hokkaido.jp/jyumin/docs/2016061400022/files/jyoureikaisei.pdf</p> <p>2. 実効性を担保するために、過料を入れた方が良いかと思えます。</p> <p>3. 「（6）子ども 未成年者をいう。」は良いかと思えます。</p> <p>4. 「（子どもの受動喫煙防止） 第9条」に、「隣接する路上」の喫煙禁止は良いかと思えます。 ・ただ子どもたちの健康を守るために、家庭と自家用車内で、子ども・妊産婦に煙を吸わせない規定（努力であっても）を入れるのが良いかと思えます。前記の美唄市受動喫煙防止条例や兵庫県受動喫煙防止条例ではそのような規定が入っています。（美唄市条例では第8条、9条）</p> <p>5. 「（公共施設における喫煙の制限等） 第10条」の敷地内禁煙は良いかと思えますが、概要にある、市役所内などの例外規定は設けるべきではありません。（市役所には、敷地内屋外に1か所に喫煙所あるようですが、撤去されるべきです） ・「公共施設の中でも、市営住宅及び高齢者住宅の居住部分（8施設）は、規則で定めて喫煙禁止の除外施設とする予定です。」については、近年、居室やベランダの喫煙により、隣家や近隣の受動喫煙被害がトラブルになっているケースが多発しているので、そのようなトラブル防止のルール設計が望まれます。</p> <p>6. 「（特定分煙強化地区の指定等） 第11条、（特定分煙強化地区の制限） 第12条」においては、携帯灰皿は不可とし、また地区内路上に面した店舗などの屋外に（例えばコンビニやタバコ店、喫煙目的店など）灰皿を置くことを禁止すべきです。 ・公金による指定喫煙所は設けるべきではありません。喫煙所からは煙が漏れ出て受動喫煙を引き起こさざるを得ません。喫煙者の禁煙のインセンティブのためにも。また、喫煙所は狭い場所に人が密集する三密で、新型コロナウイルス感染症の広がり防止上でも避けるべきで、今後は初めから設けるべきではありません。 ・稲城市では「市では、受動喫煙防止等の観点から、路上等に喫煙所は設置しません。」としています。 http://www.city.inagi.tokyo.jp/kankyo/kankyou/rojoukituennjourei.html</p> <p>7. 美唄市受動喫煙防止条例の施行後、2年間で市民の脳卒中や急性心筋梗塞の発症が減ったデータからも、受動喫煙ゼロを目指す条例制定は市民の健康に多大の貢献をします。清瀬市においてもそうなるに違いありません。 https://notobacco.jp/pslaw/hokkaido190611.html 貴市の条例制定を期待しています。 ※貴市には知人・友人もおおり、訪れる機会もあり、また受動喫煙防止と禁煙推進に関わっている立場からも、利害関係者として意見・提案をお送りします。</p>	<p>電子タバコは、国内で販売が許可されている製品には、ニコチンが含まれていないことやたばこの葉を使用していないことにより、たばこ事業法に定められておりません。ただし、国外においては、ニコチンが含まれている電子タバコの販売が許可されており、個人輸入等一般的に入手可能なことから、ニコチンが含まれている電子タバコについても本条例（案）の対象とし、周知してまいります。過料については、条例制定後、受動喫煙防止の状況や効果の検証等と併せて総合的に判断してまいります。本条例（案）では、市民の責務として、受動喫煙の防止に努めるよう規定しています。まずは、市民の責務について、ポスターやチラシ等にて周知するとともに、喫煙者におけるマナーの醸成に努めてまいります。公共施設における喫煙所につきましては、個々の施設の構造や利用形態等により、受動喫煙に十分配慮した喫煙所の設置の検討を行う予定です。また、特定分煙強化地区においては、地区内の事業者のご協力もいただき、引き続き、受動喫煙防止対策を推進してまいります。その他のご意見につきましては、今後、国や東京都及び他自治体などの動向を注視しつつ、総合的に判断してまいります。</p>